

薬第1672号
平成26年1月21日

地域福祉課長
医療政策課長
高齢者福祉課長
青少年家庭課長
障がい福祉課長
総務課長
(学事グループ)
高校教育課長
特別支援教育課長
保健体育課長
(健康づくり推進室)
社会教育課長

様

薬事衛生課長
(食品衛生グループ)

ノロウイルスによる食中毒の発生防止について（通知）

今般、浜松市内の学校給食で菓子製造業者が製造した食品を原因とするノロウイルスによる食中毒が発生しました。

県内でも、ノロウイルスを原因物質とする食中毒事案が続発しております。

また、現在、県内では感染性胃腸炎が流行しており、12月25日から食中毒警報を発表しております。

県内での食中毒事案については、いずれの事例においても調理従事者の便からノロウイルスが検出されており、食中毒発生の要因と考えられます。

食品の衛生確保のためには、自らの施設の衛生対策を徹底することはもとより、食品を提供する者の責任として仕入れ先の食品取扱状況を確認することが大切です。

つきましては、今後の食中毒の発生を防止するため、貴課管轄施設に下記の事項を周知するとともに、別添チラシを用いて、食中毒予防対策の徹底を呼び掛けていただきますようお願いいたします。

なお、調理従事者を対象とした食品衛生講習会の実施等につきましては、最寄りの保健所にご相談いただきますようお願いいたします。

記

1. 食品取扱従事者の衛生対策の徹底

1) 健康確認の徹底

- ①下痢、おう吐等の胃腸炎症状がある場合には調理業務に従事しないこと。
- ②家族に感染性胃腸炎等の症状がある場合については、調理従事者が感染している可能性を考慮し、職場で相談するなど、特段の注意を払うこと。

2) 十分な手洗いをを行うこと

- 症状を発症していなくても、ウイルスを保有している場合があるので、用便後、調理前には念入りに洗うこと。

2. 食品を提供する者の責任として仕入れ先の食品取扱状況について以下の点の確認

1) 食品取扱従事者の健康確認の実施状況

2) 食品の取扱い状況

- ①製造工程等でマニュアルがある場合にマニュアルを徹底しているか。
- ②その他、決まり事などを遵守しているか

3) 食品取扱施設の衛生管理の状況

4) 取扱い食品に関する自主回収及び苦情の状況

- ※回収を実施した場合や、問題が起きた場合の連絡体制がとられているか。

(担当)
食品衛生グループ
TEL 0852-22-5264
FAX 0852-22-6292